

○山口市道路占用料徴収条例新旧対照表

新				旧			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480円
	第2種電柱		880円		第2種電柱		730円
	第3種電柱		1,200円		第3種電柱		990円
	第1種電話柱		510円		第1種電話柱		430円
	第2種電話柱		820円		第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		1,100円		第3種電話柱		940円
	その他の柱類		51円		その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	地下に設ける電線その他の線類		3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	310円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円	
	郵便差出箱及び信書便差		430円	郵便差出箱及び信書便差		360円	

	出箱				出箱		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	900円		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		46円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		220円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		310円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円
	外径が1メートル以上のもの		610円		外径が1メートル以上のもの		510円

	もの				
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
			その他のもの		10円
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	820円
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	510円
			地下に設けるもの		310円
その他のもの			1,000円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円	

	もの				
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
			その他のもの		9円
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680円
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	430円
			地下に設けるもの		260円
その他のもの			850円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	850円	

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			450円		上空に設ける通路			430円
	地下に設ける通路			270円		地下に設ける通路			260円
その他のもの			1,000円	その他のもの			850円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	90円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下この表において	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90円	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下この表において	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円

「令」とい う。)第7条第 1号に掲げる 物件	標識		1本につき1年	820円
	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1日	9円
		その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの		
		その他の もの	1本につき1月	90円
	幕(令第7条 第4号に掲げ る工事用施 設であるも のを除く。)	祭礼、縁日	その面積1平方メー トルにつき1日	9円
		その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの		
		その他の もの	その面積1平方メー トルにつき1月	90円
アーチ	車道を横 断するも の	1基につき1月	900円	
	その他の もの		450円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メー	1,000円	

「令」とい う。)第7条第 1号に掲げる 物件	標識		1本につき1年	680円
	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1日	9円
		その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの		
		その他の もの	1本につき1月	87円
	幕(令第7条 第4号に掲げ る工事用施 設であるも のを除く。)	祭礼、縁日	その面積1平方メー トルにつき1日	9円
		その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの		
		その他の もの	その面積1平方メー トルにつき1月	87円
アーチ	車道を横 断するも の	1基につき1月	870円	
	その他の もの		430円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メー	850円	

令第7条第3号に掲げる施設		トルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設	トルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	90円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	87円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		85円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
	に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額

	<u>その他のもの</u>		<u>Aに0.026を 乗じて得た 額</u>		<u>その他のもの</u>		<u>Aに0.025を 乗じて得た 額</u>
<u>令第7条第9 号に掲げる 施設</u>	<u>建築物</u>		<u>Aに0.022を 乗じて得た 額</u>	<u>令第7条第9 号に掲げる 施設</u>	<u>建築物</u>		<u>Aに0.019を 乗じて得た 額</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>Aに0.015を 乗じて得た 額</u>		<u>その他のもの</u>		<u>Aに0.014を 乗じて得た 額</u>
<u>令第7条第10 号に掲げる 施設及び自 動車駐車場</u>	<u>建築物</u>		<u>Aに0.024を 乗じて得た 額</u>	<u>令第7条第10 号に掲げる 施設及び自 動車駐車場</u>	<u>建築物</u>		<u>Aに0.022を 乗じて得た 額</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>Aに0.015を 乗じて得た 額</u>		<u>その他のもの</u>		<u>Aに0.014を 乗じて得た 額</u>
<u>令第7条第11 号に掲げる 応急仮設建 築物</u>	<u>トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の</u>		<u>Aに0.022を 乗じて得た 額</u>	<u>令第7条第11 号に掲げる 応急仮設建 築物</u>	<u>トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の</u>		<u>Aに0.019を 乗じて得た 額</u>
	<u>上空に設けるもの</u>		<u>Aに0.024を 乗じて得た 額</u>		<u>上空に設けるもの</u>		<u>Aに0.022を 乗じて得た 額</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>Aに0.034を 乗じて得た</u>		<u>その他のもの</u>		<u>Aに0.031を 乗じて得た</u>

令第7条第12号に掲げる器具		額	令第7条第12号に掲げる器具		額
		Aに0.026を 乗じて得た 額			Aに0.025を 乗じて得た 額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.022を 乗じて得た 額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.019を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.024を 乗じて得た 額		上空に設けるもの	Aに0.022を 乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.034を 乗じて得た 額		その他のもの	Aに0.031を 乗じて得た 額
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		Aに0.034を 乗じて得た 額	令第7条14号に掲げる施設		Aに0.031を 乗じて得た 額
備考 1～7 省略			備考 1～7 省略		